

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

国民健康保険税の算定については、法令に基づき応能分と応益分を合算して算出しております。

賦課割合につきましては、市町村標準保険税率が県から示されますので、当町ではその賦課総額を参考に、低所得者層の負担等に配慮しながら応能割と応益割の割合を定めており、割合は概ね7対3となっています。

今後とも、国保税率改正等の際は、応能割と応益割の負担バランスについては、被保険者への影響を丁寧に見極め、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子育て世帯に対する負担軽減につきましては、子育て支援の観点及び少子化社会に対応するため重要であると認識しておりますが、税の負担の公平性を保つ点から、町独自の減免制度については慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、子どもに係る均等割額の軽減措置の導入につきましては、全国知事会や国保制度改善強化全国大会等を通じて国に要望しておりますことから、その動向を注視してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

平成30年度の国保運営におきましては、収支のバランス及び繰越金や基金を考慮し、昨年度に引き続き一般会計からの法定外繰入は行いませんでした。今後とも収支の均衡を図りながら国保財政を安定的に運営してまいります。

(2) 国保税の減免(国保法77条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で19万7千世帯に対して申請減免実施は約5千世帯の実施であり約2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準1.5倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

減免制度の広報につきましては相談窓口やホームページなどを通じて今後も周知を努めていきたいと思っております。

国保広域化により埼玉県が財政運営の主体となったことから、減免・軽減措置への対応につきましては、埼玉県内市町村の動向に注視しながら、適切に対応してまいります。また、引き続き低所得世帯に対して、保険税の軽減措置として所得に応じて7・5・2割の均等割・世帯割の軽減を行い、低所得者層に配慮した税率とすることで負担能力に応じた保険税となるようにしてまいります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

当町では条例により天災等の被災による減免を規定しておりますが、①と同様に埼玉県内市町村の動向に注視しながら、適切に対応してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

当町におきましては、横瀬町国民健康保険一部負担金の減免等に関する事務取扱要綱で基準生活費の1.2を乗じて得た額以下を対象としておりますが、公平性を確保するためにも、国の示した基準を超えた拡充は考えておりません。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請につきましては、申請書のほか世帯の収入、貯蓄の状況などを記入する収入状況等申告書や該当事由を確認できる書類の添付を要しております。個々の事情を詳しく伺う必要があることから、様式の改正は予定しておりません。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

当町におきましては、納付に関して相談があった場合や納付が遅れている納税者に対して、適宜納税相談を行っております。十分な話し合いを行ったうえで自主納付を基本として住民に寄り添った対応を行っております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

どうしても納税に応じようとしめない等の一部の状況を除き、納税する意思がある場合は原則差押えの強制徴収は行っておりません。また、強制徴収に関しましても画一的に行うのではなく、納税者の個別の経済状況など十分に確認したうえで生活に支障のない範囲にて実施しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあつてはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

資格証明書及び短期被保険者証の交付は、未納保険税の収入確保のため、納付相談の機会を得ることを目的としております。他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えており、接触する機会が得られるよう努めてまいります。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

被保険者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう慎重に対応してまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書は、納税相談や納付がない場合にやむを得ず交付しております。保険税を納付することができない特別の事情が認められない場合にあっては、他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えております。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

当町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、被保険者を代表する委員の公募に関しましては、引き続き検討してまいります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

町の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を

審議するため、被保険者代表、保険医代表、公益代表の委員で構成され、町の附属機関として設置されていますので、公聴会開催の考えはございません。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の受診率向上、生活習慣病予防の観点から、平成22年度から1,000円の実費徴収は行っておりません。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

集団健診の実施期間につきましては、本年度は1日追加し13日間実施いたします。また、検査項目は、国の示した実施基準等に定める基本項目にある検査のほか、貧血検査、血清クレアチニン検査及び尿酸の検査並びに心電図検査を独自項目として実施しております。

今後とも、病気の早期発見や生活習慣改善などの健康管理のため、医師会等と連携を図りながら実施してまいります。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

現在、町には保健師が5人おり、乳幼児期から高齢期までの健康づくり・保健予防活動を実施しています。社会経済情勢の変化や少子高齢社会による新たな健康課題が出ている状況にあり活動の充実が求められております。保健師の人材育成や増員について計画的に進めてまいります。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健康診査及び特定保健指導等において取得したデータなどは、横瀬町個人情報保護条例、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等に定めるところにより取扱っております。

また、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関連する法律の守秘義務規定を遵守しております。

2. 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

資格証明書及び短期保険証の交付は、被保険者間の公平負担と未納保険料の収入確保

のため、納付相談の機会を得ることを目的としております。滞納者の事情把握を積極的に行い、短期保険証の交付に至らぬよう努めてまいります。

なお、埼玉県後期高齢者医療広域連合では、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、資格証明書の交付はしていません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合の長寿・健康増進事業補助金にかかる事業として、人間ドックのほか、コバトン健康マイレージ事業やわくわくポイント事業を町の健康づくり課とともに実施しております。今後とも広域連合の保健事業及び町の保健事業や介護予防事業等と連携し取り組んでまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

町の特定健診は無料で実施しております。また、70歳以上（年度中に70歳になる者も含む）の方または満65歳以上満70歳未満の後期高齢者医療制度の被保険者の方につきましては、健康診査及び各種がん検診、歯周病検診等の実費は徴収していません。

なお、歯科健診は、75歳の後期高齢者医療制度の被保険者について、健康長寿歯科健診とし埼玉県後期高齢者医療広域連合において無料で実施しております。

人間ドックの無料化につきましては、費用対効果と各種健診受診者との公平性の確保の観点から考えておりません。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

平成30年度実績で、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費について、ほぼ予定どおりに推移しています。

また、地域支援事業として、必要なサービスは継続して実施する予定です。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・Bタイプの担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

A類型は基準緩和サービス、B類型は住民主体のサービスですが、町独自の担い手づくりは今のところ実施していません。

すでに見守りなどはサービスとしてではなく、コミュニティの中で住民主体で行っているものもあります。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

総合事業は、利用者の機能が低下しないよう、現行相当サービスを継続します。また、総合事業の現行相当サービスは、国が定める単価により実施しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

当町では、高齢者の在宅支援施策として、「配食サービス事業」・「紙おむつ給付事業」・「家族介護者支援手当支給事業」・「緊急通報システム貸与事業」などを実施しています。

また、「高齢者見守りネットワーク」の関係機関や協力事業所等により、要援護者等の見守りが日常的に行われています。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症に関する正しい知識や理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を実施しています。（平成30年度は、小学6年生・中学2年生・一般町民を対象に実施。）

また、認知症の方やその家族が安心して生活できる地域づくりやご家族の負担軽減を目的としたオレンジカフェ（認知症カフェ）の推進を図っています。

そして、秩父地域では1市4町で連携した「認知症初期集中チーム」を配置し、認知症の方を支援するネットワークが構築されています。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

定期巡回 24 時間サービスについては、現在、秩父圏域ではサービス提供事業所も少なく、利用者も少ない状況です。利便性があり必要なサービスとは思いますが、秩父の地域性からか、何度も家にヘルパーや看護師等が来ることに対して（その費用負担も含め）利用者側には受け入れずらいサービスなのかもしれません。

もう少し、サービス内容等の周知が必要と思われます。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者の人材不足は、全国的な問題となっています。人材の確保と定着については独自施策は難しく、秩父圏域で連携して対応する必要があります。

また、「働き方改革関連法」の施行に伴う労働時間上限規制や年休の計画取得などの内容については事業主への法令遵守の徹底を図ります。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

さまざまな問題が取り上げられている技能実習制度ですが、介護の労働現場では、人権侵害や低賃金、長時間労働などの問題が起きないように、また、利用者に対しても不都合が起きないように事業者に周知していきます。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

介護の労働現場におけるハラスメント防止策として、特別におこなっていることは

ありませんが、労働現場では、労働環境の透明化が必要と考えます。

労働環境でのさまざまな内容が透明化されることにより、使用者、労働者、利用者等が色々な不信感が減少し、ハラスメント防止に繋がるのではないのでしょうか。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

特別養護老人ホームや小規模多機能型施設等の増設については、当町だけでなく秩父圏域の他市町にも財政的な影響がでてしまうため、慎重に検討しなければなりません。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

財政的困難を理由として施設利用を断念することがないよう、低所得者でも入所ができるような制度運用について、機会をとらえて国等に要望していきたい。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

当町では、やむを得ない事由により、居宅において日常生活を営むことが困難な要介護1又は要介護2の方の特別養護老人ホームへの入所については、「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」により、適切な手続きをするよう施設側には指導しています。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】

2018年度の交付額は、703,000円で、主に、町の地域支援事業の財源としています。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

2018年度とほぼ同じと考えています。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

この交付金は、国が基準となる評価指標を定めて、交付金額を確定します。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

介護保険制度では、財源の半分が保険料となっています。そのうち、23%が第1号被保険者の介護保険料です。一般会計からの繰入は法定割合以上のものはできません。

今後、高齢化が進み、介護給付費が増加している中、介護保険料の引き下げは困難かと思われまます。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

介護保険料については、多段階の設定により基準額から低所得者には保険料が軽減されております。やむを得ない事由により介護保険料の納付が困難な方には、減免制度がありますので広報等により周知を図りたい。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

当町では、保険料滞納者には、その生活状況等も含め、納付相談の対応をしており、現在まで滞納制裁の実績はありません。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

平成30年度実績では、介護給付費及び地域支援事業費については、ほぼ計画どおりに進捗しています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

当町では、在宅の介護サービス等を利用した低所得者（非課税世帯の方）を対象とした「介護サービス利用料補助金」制度があります。今後も制度の広報等周知を図ります。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

虐待が疑われる相談は数件で、警察からの情報提供は2件あり、対象者との面談等もしましたが緊急性はありませんでした。

在宅高齢者が受ける虐待の原因として、養護者が介護に熱心すぎたり、疾病や老化を受容できない等があげられており、暴力の連鎖を断つためにも、暴力を振るった養護者への支援も必要と思われまます。

また、虐待の連絡を受けた際は、早急に訪問等を検討し、関係者と連携して対応いたします。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点事業につきましては、単独での整備は難しいことから秩父地域1市4町で検討していきます。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

障害者生活支援拠点事業については、引き続き秩父地域1市4町で検討していきます。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

障害者生活支援拠点事業については、引き続き秩父地域1市4町で検討していきます。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

整備にあたっては、当事者の意見を参考に検討してまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

相談支援事業所相談員がサービス等利用計画を作成する際、希望があればグループホーム入所等の相談についても伺っております。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

介護を要する障がいのある人に生活の場を提供するため、既存住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げ等、地域の資源を活用するなど、既存の事業所や秩父地域1市4町が連携し、グループホームの設置の促進に努めていきます。

現在、待機している方はおりません。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

包括支援センターと連携し老障介護家庭の把握に努め、必要に応じ障害福祉サービスの利用につなげるなど、相談体制、見守り体制の強化を図ります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

医療費助成にかかる所得制限・年齢制限は、制度自体を存続させるためのものです。今後も支援が必要な方が、必要な支援を受け続けられるようにするためにも所得制限・年齢制限は必要と考えます。

後期高齢者医療制度への加入による一部負担金の減少、高額療養費制度による負担上限、障害の種別によっては自立支援医療費の受給も可能であり、各制度を総合的に活用し、障害者の医療にかかる負担減少を進めています。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

秩父地域1市4町の医療機関では、既に現物給付化が実現しています。現物給付の更なる広域化については、秩父地域で連携し検討していきます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

精神障がい者2級を対象とすることは対象者の大幅な増加、それに伴う医療費支出の増加が想定されるため、慎重に検討していきます。

また、重度心身障害者医療費助成制度の対象とならない精神障がい者については、自立支援医療（精神通院）等の制度利用を促します。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

当町では、障害者生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

年間利用時間については、必要な時間数を設定しています。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

成人障がい者への利用料軽減策については、横瀬町障害児（者）生活サポート事業利用料給付金（1時間あたり一定額の補助制度）があります。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県への要望につきましては、近隣市町村の動向を見ながら検討したいと思います。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度、ガソリン燃料費支給制度は、障がい者の自立的な外出・移動について支援するものであり、介助者の付き添いを想定していません。介助が必要な場合、

生活サポート事業等の利用を推奨しています。

所得制限・年齢制限については、現時点で導入予定はありません。

障がい者に対する施策をどのように実施するかは各自治体の判断であり、障がい者の生活状況、自治体運営の状況は多様であると考えます。地域の実情に応じた支援制度を県、近隣市町村と連携しながら検討していきます。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

障がい者に対する施策をどのように実施するかは各自治体の判断であり、障がい者の生活状況、自治体運営の状況は多様であると考えます。地域の実情に合った支援制度を県、近隣市町村と連携しながら検討していきます。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

当町では、民生委員・児童委員と連携し、災害時に避難が心配な方は申請書を提出していただき、名簿に加えています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

横瀬町の福祉避難所は町施設2カ所の他、特別支援学校及び民間施設等4カ所と協定書を締結しています。災害が発生した場合、避難してきた方の状況を確認し、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、状況に応じ利用できる施設の中から福祉避難所を開設することになっております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

地域防災計画に則り、被災者の情報収集に努めるとともに、被災者に救援物資が行き渡るよう努めてまいります。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

当町では、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、消防団、消防署、警察署等に提供できるものとしています。

民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示につきましては、近隣市町村の状況を踏まえながら、検討していきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

当町では待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

面積要件から最大に定員を設定しているため、弾力化は行えません。4/1時点で、定員90名に対し、受け入れ児童数は42名です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

当町では待機児童はおりません。
認可保育施設の増設等予定はありません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

横瀬町保育所では、保育希望者につきましては定員内であれば受け入れを行っております。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

当町では、該当する施設はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

臨時、非常勤職員の保育士の賃金単価につきましては、毎年見直しを行っております。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

近隣の自治体の状況を鑑み、子育て世帯の負担増にならないように検討してまいります。

現在でも、経済的支援として、多子世帯への支援（第3子以降保育料の減免）を実施しております。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

当町では、該当する施設はありません。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

横瀬町内の保育施設は、公立の保育所1箇所と、私立の幼保連携型認定こども園が1園あります。いろいろな機会状況確認等を行い、また、事業実施などでは協力連携し、保育の質の向上に努めて参ります。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育室の待機児童はありません。

横瀬町学童保育室の定員は50人で、支援の単位は2となっております。面積要件についても基準を満たしております。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課

後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

学童保育室指導員の賃金単価につきましては、毎年見直しを行っております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

国等の動向を踏まえ、適切に判断して参ります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

子ども医療費助成の対象年齢につきましては、平成29年4月診療分から18歳年度末まで拡大しております。今後も継続して参ります。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

国、県の助成につきましては、機会あるごとに要請して参ります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

生活保護の申請意思の有無に関わらず、生活保護の相談で来庁された場合（話を聞きたいだけという方も含む）、生活保護の「しおり」を活用いたしますが、内容を含め「しおり」の作成は埼玉県が行っております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保

護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護のしおりについては配架等により、住民の皆さんが手に取りやすいよう配置し、制度の周知に努めていきます。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

相談の際は、誰でもすぐに申請できるということを伝えてから相談内容を伺うようにしています。ご本人の相談内容をお聞きしたうえで、生活保護の申請を希望されている場合は、その場で申請をしていただき、申請拒否といったことがないよう心がけております。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

生活保護の決定・変更通知書の作成は、実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所で行っております。現状では要望につきましてすぐに応えられない点があると思いますが、実施機関と連携して参りたいと思います。

4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

当町は実施機関でないため、ケースワーカーの増員については、埼玉県秩父福祉事務所の判断になります。

研修についてであります。職員が研修会に参加しスキルアップに努め、丁寧な対応を心がけていきます。

5、 埼玉県の外援費である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

外援費の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

外援費の説明については、実施機関である埼玉県秩父福祉事務所の対応となります。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

国への要望につきましては、他市町村の動向を見ながら検討したいと思います。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

相談者の実情等、必要に応じて、児童福祉担当、教育委員会、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員と連携を取りながら対応を行っております。

また、秩父福祉事務所及びアスポート相談支援センターと連携を取りながら、支援を行っています。